随意契約理由書

工事名： 一級河川　寝屋川　流域調節池遠方監視システム機能増設工事

本工事は、寝屋川水系改修工営所に設置されている流域調節池遠方監視システムの機能増設を行うものです。

本システムは、寝屋川流域に設置されている流域調節池の状態をリアルタイムに監視する設備で、調節池施設の維持管理や水防業務において各施設の情報を正確に把握するために必要な設備です。

当該設備の監視対象である「志紀調節池」及び「南郷調節池」については現在電気設備の更新工事を施工中です。調節池の電気設備の更新に伴い施設の監視項目が変更されることから、本工事において遠方監視システム側の機能増設を行い、監視項目の変更に対応するものです。

当該設備は、西菱電機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置能力が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った西菱電機株式会社以外にはないため、同社の大阪支社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。